

改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(当該割合に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

派遣労働者の数	12 人
派遣先の数	1 社
マージン率	30.9 % * マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料等の社会保険料、有給休暇費用、健康診断等の福利厚生費、社内外の研修費用、会社運営経費等が含まれています。
労働者派遣料金	17,600 (1日8時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	12,160 (1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	・新入社員教育の際、「航空保安教育」「危険物取扱教育」を実施いたします。 ・航空貨物事務業務における基礎教育また情報セキュリティ及び個人情報保護教育を実施いたします。 ・階層別での教育訓練を実施いたします。
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定書を締結しているか否かの別	協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者 ☐ 労使協定を締結していない ☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 2026年3月31日)